

境港市環境基本計画（素案）の概要について

1. 基本的事項

(1) 策定の目的

- ・市民や事業者、市民団体等と相互に連携しつつ、環境の保全に関する基本的な考え方や市の目指す方向について明らかにする。
- ・各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 計画の位置づけ

上位計画：境港市まちづくり総合プラン（計画期間：R4～R8 年度）

整合を取る計画：第五次環境基本計画（国）

令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン（県）

関連する計画：境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）

//

（区域施策編）

境港市一般廃棄物処理基本計画

(3) SDG s との関係

本計画の取組みをSDG s の17のゴールのうちのいずれかに関連付ける。

(4) 計画の主体

市民、事業者、市（行政）

(5) 計画期間

令和4年度から令和8年度（5年間）

※前回計画は、平成13年度～平成22年度の10年間

2. 基本理念・将来像

(1) 基本理念

「境港市環境基本計画」第3条に準じた基本理念

(2) 将来像

主題：人と水の環で創る、環境オアシス都市 さかいみなと（前回計画から継承）

副題：豊かな自然を未来へつなぐために（新たに設定）

3. 重点目標・基本目標

(1) 重点目標 脱炭素社会の実現

(2) 基本目標1：循環型社会の推進

基本目標2：自然との共生・快適な環境

基本目標3：持続可能な社会の形成

4. 今回計画に盛り込んだ新たな取り組みや特徴的な取り組み

(1) 脱炭素社会の実現

○脱炭素先行地域

地域特性に応じ、脱炭素へ取り組む地域を国が認定し、重点的な支援を受けることが可能。2030年までに少なくとも100箇所が選定される。本計画期間中に認定されることを目指す。

○温室効果ガス吸収源対策

カーボンオフセットとして「ブルーカーボン」の取り組みを検討。

※「ブルーカーボン」とは、海藻や植物プランクトンによって、大気中のCO₂が海域に取り込まれ、固定される炭素のこと。アマモなどの事例がある。

○エネルギーの地産地消

地域新電力と連携し、エネルギーの地産地消を促進。

○脱炭素社会に向けた行動の働きかけ

市民・事業所へ脱炭素行動を促進するための啓発を強化。

(2) 循環型社会の推進

○ごみ処理のあり方検討

令和14年度に予定されているごみ処理の広域化に対応するため、分別方法や処理手数料などのあり方を検討。

(3) 自然との共生・快適な環境

○弓ヶ浜の海岸漂着物等の清掃

ビーチクリーナーを使用した海岸漂着物等の清掃に加え、米子市と連携した海岸清掃イベントを継続開催。

○弓ヶ浜の海浜植物の保全

ハマヒルガオやハマボウフウなどの保全。

○海洋ごみ対策

河川におけるごみの回収や啓発。

(4) 持続可能な社会の形成

○環境教育の推進

小学生を中心とした継続的な環境学習に取り組む。

○情報提供の充実

市民参加型の総合的な環境イベントの実施。

「妖怪」を活用した情報発信と来訪者（観光客等）に対する取り組みの発信。